

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の
機能、内容等について（報告）（案）



11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

平成27年8月

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議

1	目次	
2		
3	1 はじめに	1
4	2 施設整備の基本理念	2
5	3 施設の機能とエリア	3
6	(1) 展示・交流エリア	3
7	(2) 資料エリア	7
8	(3) 研究エリア	9
9	(4) その他	10
10	4 組織及び運営体制	11
11	(1) 展示・交流エリア	11
12	(2) 資料エリア	11
13	(3) 研究エリア	11
14	5 運営方針	12
15	6 整備スケジュール等	12
16	7 おわりに	13
17	【参考資料】	14
18	I 開催記録	14
19	II 設置要綱	15
20	III 委員名簿	16
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

1 はじめに

東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことがない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組を正しく伝え、教訓として国を越え世代を超えて継承・共有していくことは、我が国の責務である。

記録と教訓を後世に伝えるアーカイブ拠点施設については、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の国際産学連携拠点の一つとして位置付けられ、同拠点に関する検討会において検討されてきたところであるが、その中間整理で、「福島県において、研究会を立ち上げ、情報発信拠点（アーカイブ拠点）の具体的な姿について検討し、国においても、福島県での検討結果の提案を受け、具体化を推進すること」とされた。

これを受け、福島県が当該拠点施設の具体的な機能、内容等について検討するために設置した有識者会議による検討の結果を取り中間整理としてまとめたものが、この報告書である。

2 施設整備の基本理念

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの死者や行方不明者を出し、産業・交通・生活基盤が壊滅的に破壊されるなど、東北の太平洋側を中心とした広範囲に甚大な被害をもたらした。

本県における被害をさらに深刻にしたのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）である。放射能による汚染は広範囲に及び、多くの県民が県内外に避難し、ふるさとから遠く離れた地での生活を余儀なくされた。

さらに、原発から遠く離れた会津地方を含む県全域に風評被害が及び、県民生活だけでなく農林水産業をはじめとする多くの産業も大きな打撃を受けた。

この世界初の甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程を収集・保存・研究し、風化させず後世に継承・発信し世界と共有することは、被災を経験した人々共通の思いであり、我が国の国際的な責務である。

また、福島にしかない複合災害で得られた貴重な経験や教訓を、国内外で今後発生することが想定される大災害に備える防災・減災の政策立案や、人材育成の取組に生かす役割が求められる。

さらに、復興に向けては、環境回復のための除染、事故を起こした原子力発電所の廃炉など、今後も長い年月と世界の英知を集めた取組が必要であるため、優秀な研究者や復興を担う人材の育成機能が求められ、また、文化や伝統芸能を伝え地域コミュニティ再生を図る交流の場を作ることで復興が加速することも期待されている。

原子力災害は、長期的な対応を余儀なくされることから、世代を超えて福島に心を寄せ現状を理解する方々や企業、団体との交流や連携を広げていくことは不可欠であるため、原爆を伝える広島や長崎同様、国内外から多くの方が訪れ福島の被災への理解を深め、被災地域の復興の拠点となる施設の整備は必須かつ急務である。

これらを踏まえ、次の理念の下、東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設を整備する必要がある。

- 世界初の複合災害と復興の記録や教訓の「未来への継承」、「世界との共有」
- 福島にしかない複合災害の経験や教訓を生かす「防災・減災」
- 福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等による「復興の加速化への寄与」

3 施設の機能とエリア

基本理念により、当該拠点施設を「情報発信拠点」と「アーカイブ拠点」、さらには「復興を加速化する拠点」としての役割を持たせるため、以下の7つの機能を付することとし、それぞれの機能を担うため、施設の構成を「展示・交流エリア」、「資料エリア」、「研究エリア」の3つのエリアとする。

機能1	正確でリアルタイムな情報発信	}	展示・交流エリア
機能2	訪れる多くの人々に効果的に伝える展示		
機能3	後世に正しく伝える教育		
機能4	地域コミュニティの再生に資する様々な交流	}	資料エリア
機能5	復興を担う人材育成		
機能6	災害の記録や資料の収集・保存	}	研究エリア
機能7	複合災害の実態と教訓の継承・共有のための調査・研究		

さらに、これらの機能が果たされることにより、地域の歴史・文化の継承に結びついていくことが求められる。

また、当該拠点施設は、イノベーション・コースト構想の国際産学連携拠点で整備することとされている「産学官共同研究室」、「大学教育拠点」、「技術者研修拠点」と連携することで、地域の復興再生に寄与するものとする。

エリア毎の機能と具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 展示・交流エリア

機能1 正確でリアルタイムな情報発信

収集した災害の記録、資料、写真、映像等をデジタル化して、インターネットで世界に発信する。

さらに、国会図書館、日本原子力研究開発機構（JAEA）等のアーカイブサイトと連携するほか、国際産学連携拠点の他の3つの拠点や国の関係機関、他の地方公共団体、大学や研究機関、博物館、資料館、協力企業やNPOなどの団体のサイトとリンクし、総合的な東日本大震災・原子力災害アーカイブサイトを構築する。

東京電力とは、廃炉作業の進捗状況等の情報を逐次提供を受ける仕組みをつくる。

インターネット上だけでなく、機関誌、広報誌、情報誌、資料目録、論

1 文集などを発行し、紙媒体でも能動的に情報発信する。

2 発信する対象者については、研究者、一般市民、学生、子ども、**あるいは**
3 **避難等で故郷を離れて生活する地域の方々**向けなど、対象別に発信する。

4 また、世界に向けて発信するため、複数言語での対応が必要である。

5
6 その発信内容の例示は、以下のとおりである。

- 7 ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の推移と現状を正確
8 かつリアルタイムに発信
- 9 ・風評を払拭するため、**情報の共有・福島への共感**を形成しながら正確な
10 理解を促す情報の発信
- 11 ・他の国際産学連携拠点の取組や連携について紹介
- 12 ・**災害対応ロボットの開発の状況**
- 13 ・被災市町村のそれぞれの復興の過程、人々の日常生活の変化を発信
14 (原発事故による避難指示の推移、**生活再建の様子**、等)
- 15 ・防災・減災に関する研究成果等の発信

16 17 機能2 訪れる多くの人々に効果的に伝える展示

18 ~~大型3DスクリーンやAR(拡張現実)等の最新情報技術を活用し、~~災害の
19 実態や復興の軌跡、未来へ向けた復興のプロセスなどを、収集した資料や研
20 究成果を活用して、**事実に基づきながらもストーリー性のある表現にするな**
21 **ど、内容の充実を図り、映像等により分かりやすく展示する。**

22 外国人や子どもにも理解できる解説をする。

23 疑似体験することにより、頭で理解するだけでなく肌で感じてもらう。

24 また、災害の事実を淡々と語る象徴的な**もの**の展示により、見た人の心に
25 強く訴えるなど、様々な手法により来館者の記憶に残す工夫をしていく。

26 **さらに、廃炉に取り組む災害対応ロボットをはじめとしたロボットのデモ**
27 **ンストラクション等により、廃炉の進行状況や防災・減災について理解を深**
28 **めてもらう。**

29 **展示内容は、定期的に見直し、更新するシステムをつくる。**

30
31 その展示内容の例示は、以下のとおりである。

- 32 ・地震、津波、原発事故による被害や避難の状況の実写映像、報道映像、
33 再現したCG映像などを、**高精細画像や高度音響・振動技術などを効果**
34 **的に活用した**シアター、映像ディスプレイ、パネル等で展示
- 35 ・原発事故による放射線の拡散・収束と避難指示等の区域の指定・解除の

1 推移をAR（拡張現実。現実の風景に情報を重ね合わせて表示する）技
2 術により表現

- 3 ・復興の過程をシアター、映像ディスプレイ、パネル等で展示
- 4 ・海外、企業、NPO、ボランティアなどの支援活動の様子、震災前の地
5 域の歴史、文化、自然、産業、日常生活などを映像ディスプレイやパネ
6 ル等で展示
- 7 ・災害を象徴する震災遺構、遺物などを、実物、ジオラマ、3D映像によ
8 り展示
- 9 ・語り部や証言映像による被災体験や被災者の思いの伝達
- 10 ・災害対応ロボットをはじめとしたロボットのデモンストレーション等

11 機能3 後世に正しく伝える教育

12 災害の実態や教訓をはじめ、福島の世界、文化、自然について、子どもた
13 ちだけでなく大人にも学んでもらい、次世代へ正しく継承する。

14 原子力災害の実態等を自ら探求するプログラムなど、生涯学習の観点から
15 年代や立場に応じた様々な学びの場を提供する。

16 教育委員会等と連携して年齢に応じた教育内容を用意し、計画的に教育旅
17 行や修学旅行等を受け入れる。

18 関係機関と連携し、大災害に備える防災・減災学習プログラムを専門的な
19 知見と同時に日常生活における視点で作成し、国内外へ提供する。

20 災害対応ロボットをはじめとしたロボットの展示・解説等を通して、科学
21 に対する関心を高めるとともに、正しい理解を深める教育を行う。

22 「双葉郡教育復興ビジョン*1」における「ふるさと創造学*2」や「県立ふた
23 ば未来学園*3」とも連携していく。

24 *1)平成25年に策定された、双葉郡8町村の教育復興ビジョン。

25 *2)平成26年から双葉郡8町村の学校が独自に取り組む授業。ふるさとの魅力を知り、ふるさとの課
26 題の解決を考え発信していく。

27 *3)双葉郡教育復興ビジョンを体現する中高一貫校、「県立ふたば未来学園高等学校」は、平成27年
28 4月に広野町に開校した

29 機能4 地域コミュニティの再生に資する様々な交流

30 地域コミュニティの維持・再生や地域の歴史・文化の継承のための様々な
31 取組を行い、被災者の心の拠り所とする。

32 地域団体に活動の場を提供するとともに、支援する企業やNPO等との
33 様々な連携の場とも窓口や受け皿とする。

34 被災者が次の世代に語り伝える語り部の活動等による世代間交流も行う。

35 地域内外、県内外、国内外など様々なレベルでの交流イベントを企画・運
36 37

1 営し、施設内だけでなく周辺も含めて来館者が参加できるような取組を行う。

3 機能5 復興を担う人材育成

4 復興を担い支える人材の育成、復興を推進するコーディネーターの育成、
5 防災・減災関係者の専門研修等を行う。

6 地域の文化、伝統芸能を担う人材の育成も必要である。

7 この施設で活躍する、展示解説員（アテンダントやコミュニケーター）、語
8 り部などのボランティアスタッフの組織化や研修に取り組む。

9 県内外から様々な団体の研修旅行を受け入れる。

10 人材育成プログラムの作成や研修講師については、外部関係機関にも協力を
11 仰ぎ、企画・運営を行う。

12
13 また、展示・交流エリア内に想定されるスペースは、以下のとおりである。

14 ・展示スペース

15 多くの来場者が混乱することなく、展示を見ていくことができる十
16 分なスペースと導線が必要である。

17 更新が容易な映像ディスプレイを多用し、多くの最新の情報を効果
18 的に伝えることとする。ジオラマ模型や現物については、象徴的なも
19 のとし、記憶に残るような配置を工夫する。

20 特に復興の過程の展示はリアルタイムなものにする必要があるため、
21 改修が容易に行われるような構造とする。

22 ・エントランス／ギャラリースペース

23 展示室の入り口への導入部分において、被災自治体の歴史、文化、
24 自然をパネルや映像で展示、発信する。随時、企画展示を行う。

25 ・シアタースペース

26 原発事故や災害の実情などの実写又は再現映像、報道映像、復興の
27 あゆみの映像を3Dなど最新の技術で映写する。

28 テーマを変えて上映するため、複数のシアターを設置する。

29 ・ICT活用型体験スペース

30 AR技術等を活用したシミュレーションなど、子どもでも体験でき
31 る仕組みを備えたスペースとする。

32 長岡震災アーカイブセンターにあるように、福島県の地図を床に配
33 置し、タブレットやスマートフォンをかざすとその地点の震災の状況
34 や復興の状況など様々な情報が得られるシステムも構築する。

35 簡単な操作で見たい映像を選択できるディスプレイや更に詳しく検

1 索するための端末なども備える。

2 ・ロボットスペース

3 災害対応ロボットをはじめとしたロボットの現物や模型を展示・解
4 説し、デモンストレーションをするステージなどを備え、最新のロボ
5 ット技術に触れられるスペースとする。

6 ・交流スペース

7 エントランスに隣接して、誰でも自由にくつろげるソファやテーブ
8 ル、椅子、伝統芸能などを披露できるオープンなステージなどを設け
9 る。

10 ・多目的スペース

11 交流、教育、研修、会議等多用途に使用できるホール。
12 人数や目的に応じて区切ることができるフレキシブルな構造とし、
13 ステージや映像・音響設備を備える。

14 ・研修スペース

15 年間を通して計画的な研修ができるスペース。
16 人数に応じて、また、並行して研修ができるように、大小、複数の
17 教室形式の部屋を設ける。

18 ・学習スペース

19 展示室に入る前後に解説をしたり、語り部の話を聞かせたり、感想
20 をまとめたりするための、教育旅行や修学旅行で訪れた団体にも対応
21 できるスペース。

22 テーブルや椅子の配置を変えて、グループワークなども行えるよう
23 にする。

24
25 **(2) 資料エリア**

26
27 **機能6 災害の記録や資料の収集・保存**

28 記録や資料の収集・保存の機能を担うエリアである。

29 世界初の甚大な複合災害による史上類を見ない遺構や遺物、文書・映像等
30 の保存は急務であり、関係自治体や関係機関と連携して散逸を防ぎ、後世へ
31 継承するために保存する。

32 震災、原子力災害を体系的に収集、分類し、タグ付けして保存する。

33 長期保存が可能なように処理を施し、映像や写真に撮り、デジタルデー
34 タ化も行う。デジタルデータを外部で安全にバックアップする体制も構築する
35 必要がある。

1 また、研究者などへの相談対応、資料検索の補助などを行う。
2 さらに、資料目録など最新の情報を発信するとともに他の様々なアーカイ
3 ブ施設や大学、研究機関と連携し、情報を共有する。

4
5 その収集・保存の対象の例示は、以下のとおりである。

- 6 ・原発誘致の経緯
- 7 ・東京電力福島第一原子力発電所に関する記録
- 8 ・被災状況
- 9 ・原子力災害による避難
- 10 ・災害対応（緊急対応、復旧、復興）
- 11 ・原発事故への対応（緊急対応、汚染水対策、廃炉）
- 12 ・放射線や除染に関する情報
- 13 ・復旧・復興対策
- 14 ・被災前の地域に関する記録（文化、歴史、自然等）
- 15 ・支援活動の記録（行政、海外、企業、NPO、ボランティア等）
- 16 ・地域住民の避難等により継承が危ぶまれる地域の文化、伝統芸能や文化
17 財
- 18 ・住民のメンタルへの心理的な影響や地域コミュニティへの影響に関する
19 もの
- 20 ・風評被害の状況
- 21 ・経済的な影響

22
23 また、収集・保存すべき具体的なものの例示は、以下のとおりである。

- 24 ・震災や放射能、原子力に関する本、雑誌などの出版物
- 25 ・行政資料（災害対策本部設置や避難指示に関する行政文書等）
- 26 ・震災の映像、写真、証言映像（県民から収集した映像や写真等）
- 27 ・報道（水素爆発や事故原発への空中放水に関する映像等、海外報道）
- 28 ・遺構の映像、遺物（震災の時刻に止まった時計等）

29
30 また、資料エリア内に想定されるスペースは、以下のとおりである。

- 31 ・閲覧スペース
32 図書、冊子類の閲覧や、パソコンで検索しながら研究、学習ができ
33 るスペース
- 34 ・収蔵スペース
35 十分な広さと空調、可動式の棚などを備える。図書等の出版物、紙

- 1 資料、VTR、DVD、現物（大、小）など、対象別に複数必要
2 ・作業スペース
3 資料を長期保存するための処理や、分類、タグ付け、デジタルデー
4 タ化などの作業をするためのスペース。展示担当がパネルを作成する
5 などでも活用する。
6 ・デジタルサーバスペース
7 貴重なデジタルデータを保存する。外部とのバックアップ体制も整
8 える。

10 (3) 研究エリア

11 機能7 複合災害の実態と教訓の継承・共有のための調査・研究

12 調査・研究の機能を担うエリアで、全世界で福島にしかない収集資料に集
13 む研究者等に対して、調査・研究する場を提供する。

14 また、関連する研究会やシンポジウムを開催し、研究成果を国内外に発信・
15 拡散するとともに、全世界の災害研究・教育にも寄与していく。

16 若手の研究員を大学、研究機関、民間シンクタンクなどから受け入れ、若
17 手研究者の人材育成、キャリア形成支援の場にするるとともに支援する仕組み
18 をつくり、研究者のネットワークを国内外に広げていく。

19 また、各分野の第一人者を外部研究員として委嘱し、研究成果を集めて情
20 報発信する。

21 復興を支援する企業やNPO等の団体との共同研究はもとより、テーマに
22 よっては一般の個人地域の方々や学生、子どもでも研究やシンポジウムなど
23 の成果発表の場に参加できるような工夫も必要である。

24 研究の対象には、自然科学、社会科学、人文科学の各分野からアプローチ
25 する必要があるが、特に人文社会科学的観点から、原子力災害とは何か、復
26 興とは何かといった哲学的研究をはじめ、震災や原子力災害が人々や社会に
27 どのような影響を及ぼしたかを中心に調査・研究する。

28 調査・研究の成果は、展示エリアや資料エリアで活用するとともに、各エ
29 リアの取組の学術的、理論的ベースになる。

30 その調査・研究テーマの例示は、以下のとおりである

- 31
32 ・避難の状況
33 ・情報伝達の状況（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、防災行政無
34 線等、AC（公共広告機構）の商業など広報媒体の対応等）
35

- 1 ・要援護者、傷病者、高齢者、子ども等への避難時の支援等の状況と将来
- 2 の災害時の支援の在り方等へ避難が与えた影響
- 3 ・教育、学校の状況
- 4 ・住民の心身の健康に与えた影響
- 5 ・地域へ与えた経済的な影響（交通、物流、損害とその賠償等も含む）
- 6 ・風評被害が生じた経緯と風評払拭の取組
- 7 ・震災に起因する人権問題
- 8 ・避難地域市町村の復旧・復興の過程と今後の取組
- 9 ・地域の伝統や文化の喪失・変化、再生や保存のための取組
- 10 ・地域コミュニティの崩壊と再生の過程
- 11 ・報道の変遷（海外も含む）
- 12 ・今後の大災害に対する防災・減災に対する福島の経験の活用
- 13 ・リアルタイムに進行する復興の状況

14
15 また、研究者の世界的ネットワーク形成のための取組の例示は、以下のと
16 おりである。

- 17 ・国際機関と連携した原子力災害に関する研究の国際的拠点づくり
- 18 ・国際会議や国際シンポジウムの開催

19
20 また、研究エリア内に想定されるスペースは、以下のとおりである。

- 21 ・研究スペース（個室）
- 22 ・会議スペース
- 23 ・ミーティングスペース

24 25 ■ (4) その他

26 総合案内やショップ、レストラン、カフェテリアなどを配置し、福島の伝
27 統工芸や食文化の情報発信の場とするとともに、県産農林水産物を積極的に
28 活用し、風評払拭を図る。

29 交流スペース等と隣接させるなど、機能的・開放的な配置とする。

4 組織及び運営体制

展示・交流エリア、資料エリア、研究エリアごとに責任者を置く他、管理部門へ責任者を置く。

展示・交流エリアは機能が多いため、展示と交流でグループを分けるほか、企画のグループを設け、**全体の企画と、3つのエリアと7つの機能の連携、展示・交流エリアだけでなく、全体の企画・連携、外部関係機関等との連携**を担う。

各エリアは、それぞれの分野のスペシャリストを含む各種人材からなるスタッフで組織する。

施設のトップには、メッセージ性を持ったリーダーシップのある人物を配置する必要がある。

(1) 展示・交流エリア

各分野の学芸員、IT技術者、外国語、教育など、専門性の高い多方面の人材で構成し、多言語による対応とする。

行政、教育、民間企業、NPOなどから人材を求めることも検討する。

展示内容の更新等の際には、必要に応じてプロフェッショナルな技量を持つ方のプロデュースを求める。

語り部や展示解説、通訳、学習の支援など、多くのボランティアの活躍の場とする。

- ・企画担当 全体の企画、広報、情報発信など
- ・展示担当 企画展の展示物作成、展示解説、展示改修計画など
- ・交流担当 交流事業の企画・運営、教育・人材育成の企画・運営など

(2) 資料エリア

司書やIT技術の専門職員を配置する。資料の長期保存のノウハウを持つ人材も必要である。

(3) 研究エリア

若手の研究員を大学、研究機関、民間シンクタンクなどから受け入れる。

また、国内外の各分野の第一人者を外部研究員として委嘱する。

5 運営方針

特に展示・交流エリアについては、語り部をはじめ多くのボランティアの活躍の場とするほか、地域の人々が運営に関わり、有識者や自治体関係者、地域の住民等をメンバーにして施設の運営について協議する委員会組織を設置するなど、地域の人々が施設運営に関わることを通じて、地域コミュニティの再生につなげていくような運営体制を工夫するに努める。

また、立地自治体、大学等教育機関、研究機関、NPO 等関係機関との協働体制を構築するほか、民間企業のノウハウや資金を取り入れるなど、多様な主体の参画による運営を確立する。

6 整備スケジュール等

アーカイブ拠点施設の整備のため今後想定される最短のスケジュールは、概ね基本構想1年、基本設計・実施設計1年、本体工事2年と見込まれる。

施設の規模や整備費、運営費等については、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」をはじめとする国内のアーカイブ施設を参考にしながら、ここで検討した機能等が発揮されるよう、今後策定する基本構想において、詳細に検討するものとする。

7 おわりに

本有識者会議は、5回開催し、施設の基本理念、機能をはじめ、具体的な内容やエリアさらに運営にいたるまで、精力的に議論を重ねてきた。

その議論の中で、各委員から、異口同音に示されたのは、この施設が災害の記録や資料の保管庫にとどまらず、福島県の復興に重要な役割を果たす施設になることへの期待である。

本県を襲った未曾有の複合災害は、いまだ継続中である。原子力発電所の廃炉には今後数十年を要し、災害の記録は過去のものだけではなく、今後も積み重なっていくことが、これまでの災害の記録施設とは異なるものになる。

その意味で、基本理念である

「世界初の複合災害と復興の記録や教訓の『未来への継承』、『世界との共有』、

「福島にしかない複合災害の経験や教訓を生かす『防災・減災』、

「福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、

復興を担う人材の育成等による『復興の加速化への寄与』

により、福島に共感し、原子力災害からふるさとを再生させる人々が集うシンボルとなり、その奮闘の歴史を刻む場所とすること、言わば「ふるさとふくしま再生の歴史と未来館」として位置付けられる施設とすることが、我々に課せられた使命である。

この施設の設置が実現して、ふるさとふくしまの再生の歴史を刻み始めることを切に願うものである。

なお、整備スケジュールについては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度当初には運用開始することが、世界に向けて発信するための情報発信拠点としての意義の出現において重要であることを申し添える。

1
2 **【参考資料】**

3
4 **I 開催記録**

5
6 第1回 平成27年4月30日（木）13:30～15:30

7 議事 (1) 施設の基本理念について
8 (2) 施設の機能と具体的な内容について

9 ※先進事例紹介

10 長岡震災アーカイブセンター「きおくみらい」センター長 澤田雅浩委員

11
12 第2回 平成27年5月14日（木）13:30～15:30

13 議事 (1) 施設の機能と具体的な内容について（先進事例紹介）
14 (2) 整備スケジュールについて
15 (3) 組織及び運営について

16 ※先進事例紹介特別講師

17 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 研究部長 村田昌彦氏

18
19 第3回 平成27年5月21日（木）13:30～15:30

20 議事 (1) 施設の機能と具体的な内容について
21 (2) 施設の構成と組織体制について
22 (3) 中間報告案（一部）について

23
24 第4回 平成27年6月3日（水）15:00～17:00

25 議事 (1) 中間報告案について

26
27 (予定)

28 第5回 平成27年8月25日（火）13:30～15:30

29 議事 (1) 報告案について
30
31
32
33
34

1 II 設置要綱

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことがない未曾有の複合型災害であり、災害の実態と復興への取組を正しく伝え、教訓として国を越え世代を超えて継承・共有していくことは、我が国の責務である。記録と教訓を後世に伝えるアーカイブ拠点施設については、イノベーション・コースト構想の国際産学連携拠点の一つとして位置付けられ、同拠点に関する検討会において検討されてきたところであるが、その中間整理で、「福島県において、研究会を立ち上げ、情報発信拠点（アーカイブ拠点）の具体的な姿について検討し、国においても、福島県での検討結果の提案を受け、具体化を推進すること」とされたことから、当該拠点施設（以下、「施設」という。）の具体的な機能、内容等について県の考えをとりまとめるために有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、施設に関する、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 施設の基本理念に関すること。
- (2) 施設の機能と具体的な内容に関すること。
- (3) 施設の整備計画に関すること。
- (4) 施設の組織及び運営に関すること。
- (5) その他施設の設置に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は知事が委嘱する有識者をもって構成する。

- 2 会議には、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成28年3月末日までとする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ知事が招集する。

- 2 会議は、必要に応じ委員以外の者からの意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月15日から施行する。

1 **Ⅲ 委員名簿**

2

(五十音順・敬称略)

	氏 名	職 名
会 長	おざわ よしひと 小 沢 喜 仁	福島大学 副学長（地域連携担当） 地域創造支援センター長 国際交流センター長 共生システム理工学類教授 福島県生涯学習審議会会長
副会長	ばば たもつ 馬 場 有	双葉地方町村会会長 浪江町長
委 員	かどわき わたる 門 脇 渉	株式会社 J T B 東北 法人営業福島支店長
委 員	さわだ まさひろ 澤 田 雅 浩	長岡造形大学 地域協創センター副センター長 建築・環境デザイン学科准教授 公益社団法人中越防災安全推進機構理事 長岡震災アーカイブセンター長
委 員	ず し しゅういち 圖 師 修 一	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 研究連携成果展開部長
委 員	な か た スウラ 中 田 スウラ	福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター長 学長特別補佐（うつくしまふくしま未来支援センター担当） 人間発達文化学類教授
委 員	ふじさわ れつ 藤 沢 烈	一般社団法人 R C F 復興支援チーム 代表理事

3

4

5

6

7

8

9

10